

江坂テニスセンター AUTO TENNIS CARD

払戻しのご案内

弊社では、お手持ちのAUTO TENNIS CARDについて、資金決済に関する法律第20条第1項及び前払式支払手段に関する内閣府令41条の規定に基づき払戻しを致します。AUTO TENNIS CARDをお持ちのお客様は下記の期間中にお申し出いただきますようお願い申し上げます。

1. 払戻しを行う前払式支払手段の発行者

株式会社サンリバー

*「江坂テニスセンター」の経営、運営を行う会社です。

2. 払戻しに係る前払式支払手段の種類

① AUTO TENNIS CARD (1回券)



3. 払戻しのお申出期間

2024年4月22日(月)～

2024年8月31日(土)

(郵送の場合は8月31日の消印まで有効)

※お申出期間内に払戻しのお申出がない場合は、
当該払戻し手続きから除外されますのでご注意ください。

4. 払戻しのお申出方法

- ① 未使用のAUTO TENNIS CARD(上記2.に記載するものに限ります。)をご持参のうえ、「払戻し申出書」に必要事項をご記入し、フロントまでお申し出ください。
- ② 未使用のAUTO TENNIS CARD(上記2.に記載するものに限ります。)をご持参いただけない場合、弊社ホームページより「払戻し申出書」をダウンロードいただけます。(https://tennis.amenity-esaka.com)「払戻し申請書」と未使用のAUTO TENNIS CARDを同封の上「本件に関するお問合せ先」まで簡易書留にてご郵送ください。郵送トラブルにかかる責任は負いかねますので予めご了承ください。

* 弊社ホームページより「払戻し申出書」を入手できない場合は、「本件に関するお問合せ先」までご連絡いただき、払戻しの旨をお伝え下さい。弊社より所定の「払戻し申出書」と「払戻しのご案内」をお送りいたします。

5. 払戻しの方法

お客様が「払戻し申出書」に記入された金融機関の指定口座へ、払戻金額に郵送料(簡易書留等を利用された場合はその料金を含みます。)を加算した額を振込により払戻しさせていただきます。(振込手数料は弊社負担)

もしくはAUTO TENNIS CARDの残数と同等のメダルと交換いたします。

* 未使用回数は、弊社端末でご確認いたします。

6. その他ご注意いただきたい事項

- (1) 当社営業所での払戻し申出書受理後もしくはAUTO TENNIS CARDの残数と同等のメダル交換後のキャンセル等には応じかねます。
- (2) 「払戻し申出書」の記入に不備がある場合又は、記入されたAUTO TENNIS CARDの枚数と同封されたAUTO TENNIS CARDの枚数に相違がある場合、ご記入いただいた電話番号に連絡し確認させていただきます。連絡がつかない場合は、返送させていただきます。再度お送りいただくまでにお申出期間を経過した場合は、払戻しに応じかねます。
- (3) 以下の各事項に該当する場合は払戻しに応じかねますので予めご了承ください。
 - ① AUTO TENNIS CARDが同封されていない場合
 - ② AUTO TENNIS CARDが偽造または変造されている場合
 - ③ AUTO TENNIS CARDの3分の1以上が滅失している場合
 - ④ 上記2.の対象となるAUTO TENNIS CARDでない場合
 - ⑤ 上記4.で定める以外の方法による払戻し
 - ⑥ 払戻し期間を過ぎて申出がなされた場合
 - ⑦ その他「払戻し申出書」の記載に不備があり、上記(2)の方法によっても払戻しを行うことが出来ない場合
- (4) 上記(2)及び(3)に該当しない場合であっても、お申し出たいてから払戻しまでには事務処理の都合上、1ヶ月以上お時間をいただく場合がございます。

お客様には大変ご迷惑をお掛けしますことを深くお詫び申し上げます。

本件に関するお問合せ先

〒564-0054 大阪府吹田市芳野町13-14

株式会社サンリバー

江坂テニスセンター

電話 **06-6338-1472**

お問い合わせ時間 12:00 ~ 21:00